【特定非営利活動法人 いきいきクラブ 定款】

第1章 総則

(名称)

第1条　この法人は、特定非営利活動法人 いきいきクラブ という。

(事務所)

第2条　この法人は主たる事務所を秋田県大館市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条　この法人は、地域支援事業に係る普及啓発事業、地域の居場所による交流・ネットワーク支援事業等の各種事業を通じ、市民の主体的参加と協働を促進し、住民参加型コミュニティの醸成による介護予防の促進及び健康寿命の延伸に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条　この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1)　保健、医療または福祉の増進を図る活動

(2)　社会教育の推進を図る活動

(3)　まちづくりの推進を図る活動

(4)　災害救援活動

(5)　地域安全活動

(6)　男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

(7)　子どもの健全育成を図る活動

(8)　情報化社会の発展を図る活動

(9)　消費者の保護を図る活動

(10)　前各号に掲げる活動を行う団体の運営または活動に関する連絡、助言または援助の活動

(事業)

第5条　この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)　特定非営利活動に係る事業

①　情報収集・提供事業

②　担い手人材育成事業

③　調査・研究事業

④　コンサルティング事業

⑤　交流・ネットワーク支援事業

⑥　普及啓発事業

⑦　この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章　会員

(種別)

第6条　この法人の会員は、次の3種とする。

(1) 正会員　この法人の目的に賛同して法人の運営に参画する個人及び団体。総会に出席し、議決権を有する。

(2) 利用会員　この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体。議決権は有しない。

(3) 賛助会員　この法人の事業に賛助するために入会した個人及び団体。議決権は有しない。

(入会)

第7条　会員の入会については、特に条件を定めない。

2　会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会届により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 正会員は、会費を納入する義務を負わない。

2 利用会員及び賛助会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき

(2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき

(3) 継続して1年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、この会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事3人～5人以内

(2)　監事1人～2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1)　理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4)　前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期満了前に就任後2事業年度が終了した後の総会において、後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また、任期満了後に後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は正会員をもって構成する。

2 利用会員及び賛助会員は、総会に出席することはできるが、議決権は有しない。

(権能)

第22条 総会は以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 会員の除名

(5) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(6) 事業報告及び活動決算

(7) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(8) 会費の額

(9) 借入金

(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第46条において同じ)

その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(10) 事務局の組織及び運営

(11) その他運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を掲載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、第23条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第28条 正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、表決することができる。

4 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第1項第2号及び第47条の適用については、総会に出席したものとみなす。

5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

（議事録）

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法またはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容

(2) 前号の事項の提案をした者の氏名または名称

(3) 総会の議決があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほかは、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 やむを得ない理由のために理事会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、表決することができる。

4 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面、電磁的方法またはオンライン会議システムによる表決者にあっては、その数を付記すること）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立時の財産目録に記載された資産

(2) 会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27号各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画及び予算)

第41条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第42条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第43条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第44条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第46条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入その他の新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する次に掲げる事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事業所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 正会員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続開始の決定

(6) 所轄庁による設立認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認証を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示、または電子公告するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長　櫻庭 彰人

副理事長 佐々木 洋一

理事　　和田 一幸

監事　　森　誠

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第41条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から令和8年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 利用会員年会費　6,000円（設立初年度入会者は初年度は半額）

(2) 賛助会員年会費　6,000円（個人）

12,000円（企業や法人等の団体）

以上

様式例「役員名簿」

役 員 名 簿

特定非営利活動法人 いきいきクラブ

役職名	(ふりがな) 氏　名	住 所 又 は 居 所	報酬の有無
理事長	(さくらば あきひと) 櫻庭 彰人		有
副理事長	(ささき よういち) 佐々木 洋一		無
理事	(わだ かずゆき) 和田 一幸		無
監事	(もり まこと) 森　誠		無

様式例「設立趣旨書」

設　立　趣　旨　書

1　趣　旨

人口減少社会・少子高齢化社会を元気に生き抜くために、効果的かつ主体的な介護予防活動への参加により、健康寿命の延伸を継続して図っていくことは大変重要です。後期高齢者に加え、前期高齢者をはじめとするいわゆる「アクティブシニア」と呼ばれる方々も、社会参加の状況いかんによっては容易に要介護状態に移行しやすい危うさをはらんでおり、後期高齢者と並び継続した関わりや支援が重要です。一方、より効果的に地域在住高齢者の介護予防を実現するためには、地域支援事業においては活動と参加の視点が重要と言われており、地域の居場所・通いの場の果たす役割への期待は日増しに高まっている状況にあると言えます。

このような社会的状況・社会的背景を踏まえ、地域の居場所・通いの場の創設による地域住民への介護予防に関連する情報提供、介護予防についての普及啓発、地域支援事業に資する人材育成やコンサルティング、交流やネットワーク構築支援、介護予防に関連する情報収集や調査・研究等の各種事業を展開していくことにより、地域在住高齢者の主体的参加と協働による効果的な介護予防を実現し、地域活性化・地域共生社会の実現に寄与したいと考え、本法人を立ち上げることと致します。

2　申請に至るまでの経過等

これまで団体としての取り組みの実績はないものの、地方自治体が実施している各種の取り組み（地域支援事業やまちづくりに関連する事業等）への積極的な協力、本活動をより多くの市民の皆様に周知し賛同を頂きながら運営していくためには、社会に認められた非営利活動を行う法人格を得ることが重要であるとの考えに至り、法人化を目指すことと致します。

令和7年5月頃～特定非営利活動法人設立に向けた準備を開始。
令和7年8月5日 特定非営利活動法人設立発起人会を開催。
令和7年9月13日特定非営利活動法人設立総会を開催。

令和 7 年 9 月 13 日

特定非営利活動法人の名称　特定非営利活動法人 いきいきクラブ

設立代表者氏名　櫻庭 彰人

様式例「設立当初の事業年度の事業計画書」

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日 から 令和8年 3月 31日 まで

特定非営利活動法人 いきいきクラブ

1　事業実施の方針

初年度より、地域住民の介護予防及び生きがい作りに向けた地域の居場所（サロン）における各種活動・地域住民や地域企業による出店イベント・医療専門職等による健康サポートイベント等の活動を通じ、地域住民の交流・ネットワーク支援、介護予防の普及啓発を進めていく。更に、この法人の目的を達成するために必要な事業である有償ボランティア事業（生活援助事業・送迎支援事業）を展開し、地域住民の助け合い・支え合いによる生活課題の解決を目指していく。

2　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額（単位：千円）
情報収集・提供事業	実施予定なし			
担い手人材育成事業	実施予定なし			
調査・研究事業	実施予定なし			
コンサルティング事業	実施予定なし			
交流・ネットワーク支援事業	地域の居場所（サロン）における各種事業 （体操・お茶会・各種希望される活動等） 地域の居場所（サロン）における出店イベント	(A) 毎週月～金曜日 9時半～15時半 （出店イベントは健康サポートイベント開催時等不定期に開催） (B) 大館市比内町扇田字中扇田15 (C)1日1～15名程度 （出店イベントは1回10～15名程度）	(D)大館市内 (E)不特定多数	3000

普及啓発事業	地域の居場所（サロン）における健康サポートイベント事業 （医療専門職等による健康に関する各種講演等）	(A) 月2回程度 (B) 大館市比内町扇田字中扇田15 (C)1回10～25名程度	(D)大館市内 (E)不特定多数	190
この法人の目的を達成するために必要な事業	有償ボランティア事業 （生活援助・送迎支援事業） （地域の居場所（サロン）に参加している会員有志の有償ボランティアにより、会員の利用希望者に対してサービスを提供）	(A) 毎週月～金曜日10時～15時 (B) 大館市に居住する住民の自宅等 (C)1日1～4名程度	(D)大館市内 (E)希望される会員多数	900

様式例「翌事業年度の事業計画書」

次年度の事業計画書

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

特定非営利活動法人 いきいきクラブ

1　事業実施の方針

次年度は、前年度に掲げた各種活動を継続していく。

具体的には、地域の居場所（サロン）における各種活動・地域住民や地域企業による出店イベント・医療専門職等による健康サポートイベント等の活動を継続し、地域住民の交流・ネットワーク支援、介護予防の普及啓発を更に進めていく。また、この法人の目的を達成するために必要な事業である有償ボランティア事業（生活援助事業・送迎支援事業）を更に展開していくこととする。

2　事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名（定款に記載した事業）	具体的な事業内容	(A)当該事業の実施予定日時 (B)当該事業の実施予定場所 (C)従事者の予定人数	(D)受益対象者の範囲 (E)予定人数	事業費の予算額（単位：千円）
情報収集・提供事業	実施予定なし			
担い手人材育成事業	実施予定なし			
調査・研究事業	実施予定なし			
コンサルティング事業	実施予定なし			
交流・ネットワーク支援事業	地域の居場所（サロン）における各種事業 （体操・お茶会・各種希望される活動等） 地域の居場所（サロン）における出店イベント	(A) 毎週月～金曜日 9時半～15時半 （出店イベントは健康サポートイベント開催時等不定期に開催） (C) 大館市比内町扇田字中扇田15 (D) 1日1～20名程度 （出店イベントは1回10～15名程度）	(D)大館市内 (E)不特定多数	750

普及啓発事業	地域の居場所（サロン）における健康サポートイベント事業 （医療専門職等による健康に関する各種講演等）	(A) 月2回程度 (B) 大館市比内町扇田字中扇田15 (C) 1回10～25名程度	(D)大館市内 (E)不特定多数	470
この法人の目的を達成するために必要な事業	有償ボランティア事業 （生活援助・送迎支援事業） （地域の居場所（サロン）に参加している会員有志の有償ボランティアにより、会員の利用希望者に対してサービスを提供）	(A) 毎週月～金曜日 10時～15時 (B)大館市に居住する住民の自宅等 (C) 1日3～5名程度	(D)大館市内 (E) 希望される会員多数	2700

様式例「設立当初の事業年度の活動予算書」

設立当初の事業年度　活動予算書
法人成立の日 から 令和8年 3月 31日まで
特定非営利活動法人 いきいきクラブ

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	100,000		
賛助会員受取会費	100,000		
・・・・・・・・・・・・		200,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	4,000,000		
銀行融資金	1,500,000		
施設等受入評価益	0		
・・・・・・・・・・・・		5,500,000	
3 受取助成金等			
大館市補助金	1,000,000		
・・・・・・・・・・・・		1,000,000	
4 事業収益			
有償ボランティア事業	1,000,000		
サロン運営事業	1,050,000		
・・・・・・・・・・・・		2,050,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	150,000		
・・・・・・・・・・・・		150,000	
経常収益計			8,900,000
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
（1） 人件費	850,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	100,000		
・・・・・・・・・・・・		950,000	
人件費計			950,000
（2） その他経費			
事務費	360,000		
水道光熱費	150,000		
衛生用品費	40,000		
施設等評価費用	20,000		
減価償却費	20,000		
支払利息	0		
施設設備費	2,550,000		
・・・・・・・・・・・・		3,140,000	
その他経費計			3,140,000
事業費計			4,090,000
2 管理費			
（1） 人件費			
役員報酬	600,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
・・・・・・・・・・・・		600,000	
人件費計			600,000
（2） その他経費			
事務費	115,000		
通信費	120,000		
保険料	35,000		
家賃	80,000		
今年度納付分税金	7,000		
・・・・・・・・・・・・		357,000	
その他経費計			357,000
管理費計			957,000
経常費用計			5,047,000
当期経常増減額			3,853,000
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
・・・・・・・・・・・・		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
・・・・・・・・・・・・		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			3,853,000
設立時正味財産額	500,000		500,000
次期繰越正味財産額			4,353,000

※　当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

（注）重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。

様式例「翌事業年度の活動予算書」

令和8年度　活動予算書

令和8年 4月 1日 から　　令和9年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 いきいきクラブ

（単位：円）

科目	金額		
Ⅰ 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	700,000		
賛助会員受取会費	300,000		
・・・・・・・・・・・・		1,000,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	0		
施設等受入評価益	0		
・・・・・・・・・・・・		0	
3 受取助成金等			
大館市補助金	240,000		
大館市補助金	120,000		
秋田県助成金	200,000		
・・・・・・・・・・・・		560,000	
4 事業収益			
有償ボランティア事業	3,000,000		
サロン運営事業	3,200,000		
・・・・・・・・・・・・		6,200,000	
5 その他収益			
受取利息	0		
雑収益	500,000		
・・・・・・・・・・・・		500,000	
経常収益計			8,260,000
Ⅱ 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費	2,600,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	200,000		
・・・・・・・・・・・・		2,800,000	
人件費計			2,800,000
(2) その他経費			
事務費	500,000		
水道光熱費	400,000		
衛生用品費	150,000		
施設等評価費用	20,000		
減価償却費	50,000		
支払利息	0		
・・・・・・・・・・・・		1,120,000	
その他経費計			1,120,000
事業費計			3,920,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	1,800,000		
給料手当	0		
法定福利費	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	0		
・・・・・・・・・・・・		1,800,000	
人件費計			1,800,000
(2) その他経費			
通信費	400,000		
保険料	100,000		
家賃	240,000		
今年度納付分税金	100,000		
・・・・・・・・・・・・		840,000	
その他経費計			840,000
管理費計			2,640,000
経常費用計			6,560,000
当期経常増減額			1,700,000
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益	0		
・・・・・・・・・・・・		0	
経常外収益計			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損	0		
・・・・・・・・・・・・		0	
経常外費用計			0
当期正味財産増減額			1,700,000
前期繰越正味財産額	4,353,000		4,353,000
次期繰越正味財産額			6,053,000

※　当該年度はその他の事業の実施を予定していません。

（注）重要性が高いと判断される使途等が制約された寄附金等（対象事業等が定められた補助金等を含む）を受け入れる予定である場合は、「一般正味財産増減の部」と「指定正味財産増減の部」に区分して表示することが望ましい。